

## 消防力の整備指針に基づく整備状況

No.1

地域振興局・支庁単位

(平成18年4月1日現在)

再編圏域	団体名	構成市町村数			管内人口		管内面積 (km <sup>2</sup> )	消防署所数			消防団員数		
		市	町	村	(人)	内補正分 (人)		基準	現有	比率	基準	現有	比率
鹿児島	鹿児島市消防局	1			603,231	0	546.95	21	21	100	1,521	1,430	94
	日置市消防本部	1			52,668	0	253.02	3	3	100	567	555	98
	いちき串木野市消防本部	1			32,722	0	112.02	2	2	100	548	285	52
	三島村			1	408	0	31.36	0	0	0	57	44	77
	十島村			1	637	0	101.35	0	0	0	60	57	95
計		3	0	2	689,666	0	1,044.70	26	26	100	2,753	2,371	86
南薩	南さつま市消防本部	1			38,042	0	244.69	3	3	100	745	646	87
	指宿地区消防組合	1	1		66,441	4,526	259.32	3	3	100	1,031	713	69
	枕崎地区消防組合	2	2		58,099	0	361.03	4	4	100	1,139	766	67
	計	4	3	0	162,582	4,526	865.04	10	10	100	2,915	2,125	73
北薩	出水市消防本部	1			58,396	0	330.06	2	2	100	967	488	50
	薩摩川内市消防局	1			104,259	0	683.50	7	7	100	2,259	1,317	58
	さつま町消防本部		1		26,446	0	303.43	1	1	100	542	505	93
	阿久根地区消防組合	1	1		37,713	0	250.49	3	3	100	971	607	63
	計	3	2	0	226,814	0	1,567.48	13	13	100	4,739	2,917	62
姶良・伊佐	霧島市消防局	1			132,931	5,642	603.67	7	7	100	1,236	1,145	93
	姶良郡西部消防組合		3		75,113	0	232.31	4	3	75	1,180	504	43
	大口市外四町消防組合	1	2		44,066	0	536.79	4	4	100	827	626	76
	計	2	5	0	252,110	5,642	1,372.77	15	14	93	3,243	2,275	70
大隅	垂水市消防本部	1			19,128	101	162.01	2	2	100	773	270	35
	大隅曾於地区消防組合	3	1		99,201	0	869.63	4	4	100	1,411	1,348	96
	大隅肝属地区消防組合	1	4		148,311	0	1,072.00	6	5	83	2,784	1,908	69
	計	5	5	0	266,640	101	2,103.64	12	11	92	4,968	3,526	71
熊毛	熊毛地区消防組合	1	4		47,924	0	994.88	5	5	100	1,160	991	85
	計	1	4	0	47,924	0	994.88	5	5	100	1,160	991	85
大島	沖永良部与論地区広域事務組合		3		20,234	0	114.15	2	2	100	307	298	97
	徳之島地区消防組合		3		27,471	0	247.91	3	3	100	315	288	91
	大島地区消防組合	1	3	2	80,294	535	878.15	10	10	100	2,530	927	37
	計	1	9	2	127,999	535	1,240.21	15	15	100	3,152	1,513	48
県計		19	28	4	1,773,735	10,804	9,188.72	96	94	98	22,930	15,718	69

## 消防力の整備指針に基づく整備状況

No.2

地域振興局・支庁単位

(平成18年4月1日現在)

再編圏域	団体名	消防職員数			消防隊員・救急隊員・救助隊員				予防要員		
		基準数	現有人員	比率	基準台数 に対する 基準数	現有台数 に対する 基準数	現有 人員	比率	状況を勘 案して定 めた人員	現有人員	比率
鹿児島	鹿児島市消防局	563	472	84	470	400	367	78	109	51	47
	日置市消防本部	102	67	66	99	81	57	58	13	8	62
	いちき串木野市消防本部	82	48	59	69	69	37	54	7	7	100
	三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		747	587	79	638	550	461	72	129	66	51
南薩	南さつま市消防本部	139	74	53	141	117	58	41	8	4	50
	指宿地区消防組合	102	92	90	117	66	73	62	14	6	43
	枕崎地区消防組合	177	104	59	141	141	81	57	12	12	100
	計	418	270	65	399	324	212	53	34	22	65
北薩	出水市消防本部	96	71	74	72	72	58	81	12	6	50
	薩摩川内市消防局	202	152	75	165	141	115	70	27	14	52
	さつま町消防本部	84	42	50	72	66	29	40	7	3	43
	阿久根地区消防組合	87	61	70	69	69	49	71	8	5	63
	計	469	326	70	378	348	251	66	54	28	52
姶良・伊佐	霧島市消防局	299	176	59	240	240	140	58	29	13	45
	姶良郡西部消防組合	151	87	58	171	117	65	38	15	3	20
	大口市外四町消防組合	94	78	83	119	80	64	54	4	5	125
	計	544	341	63	530	437	269	51	48	21	44
大隅	垂水市消防本部	100	40	40	86	86	35	41	6	1	17
	大隅曾於地区消防組合	199	111	56	174	159	78	45	9	6	67
	大隅肝属地区消防組合	241	153	63	225	195	105	47	11	11	100
	計	540	304	56	485	440	218	45	26	18	69
熊毛	熊毛地区消防組合	165	88	53	143	143	70	49	13	12	92
	計	165	88	53	143	143	70	49	13	12	92
大島	沖永良部与論地区広域事務組合	75	37	49	80	65	25	31	4	6	150
	徳之島地区消防組合	81	49	60	63	63	39	62	9	3	33
	大島地区消防組合	267	142	53	273	228	105	38	25	28	112
	計	423	228	54	416	356	169	41	38	37	97
県計		3,306	2,144	65	2,989	2,598	1,650	55	342	204	60

※予防要員の「状況を勘案して定めた人員」とは、市町村の管轄区域の面積等を勘案し、予防事務と危険物事務に要する人員の基準数

## 消防力の整備指針に基づく整備状況

No.3

地域振興局・支庁単位

(平成18年4月1日現在)

再編圏域	団体名	消防ポンプ			自動車			手引・小型動力ポンプ			動力消防ポンプ		
		基準	現有	比率	署所管理分			消防団管理分			消防団管理分		
					基準	現有	比率	基準	現有	比率	基準	現有	比率
鹿児島	鹿児島市消防局	53	47	89	30	24	80	23	23	100	80	80	100
	日置市消防本部	19	17	89	4	3	75	15	14	93	64	55	86
	いちき串木野市消防本部	15	15	100	3	3	100	12	12	100	15	14	93
	三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	100
	十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	100
	計	87	79	91	37	30	81	50	49	98	182	172	95
南薩	南さつま市消防本部	24	24	100	4	4	100	20	20	100	41	41	100
	指宿地区消防組合	38	38	100	5	5	100	33	33	100	30	29	97
	枕崎地区消防組合	29	29	100	6	6	100	23	23	100	56	55	98
	計	91	91	100	15	15	100	76	76	100	127	125	98
											279	277	99
北薩	出水市消防本部	18	18	100	3	3	100	15	15	100	14	14	100
	薩摩川内市消防局	36	35	97	9	8	89	27	27	100	68	68	100
	さつま町消防本部	21	21	100	2	2	100	19	19	100	22	23	105
	阿久根地区消防組合	20	20	100	4	4	100	16	16	100	49	49	100
	計	95	94	99	18	17	94	77	77	100	153	154	101
姶良・伊佐	霧島市消防局	42	42	100	8	8	100	34	34	100	74	74	100
	姶良郡西部消防組合	24	21	88	8	5	63	16	16	100	35	33	94
	大口市外四町消防組合	23	23	100	6	6	100	17	17	100	34	34	100
	計	89	86	97	22	19	86	67	67	100	143	141	99
大隅	垂水市消防本部	12	12	100	3	3	100	9	9	100	17	16	94
	大隅曾於地区消防組合	43	43	100	2	2	100	41	41	100	77	77	100
	大隅肝属地区消防組合	80	80	100	6	6	100	74	74	100	108	103	95
	計	135	135	100	11	11	100	124	124	100	202	196	97
熊毛	熊毛地区消防組合	33	33	100	6	6	100	27	27	100	75	75	100
	計	33	33	100	6	6	100	27	27	100	75	75	100
大島	沖永良部与論地区広域事務組合	27	23	85	2	2	100	25	21	84	17	16	94
	徳之島地区消防組合	12	14	117	3	3	100	9	11	122	29	20	69
	大島地区消防組合	35	32	91	11	10	91	24	22	92	111	106	95
	計	74	69	93	16	15	94	58	54	93	157	142	90
県 計		604	587	97	125	113	90	479	474	99	1,039	1,005	97
											1,997	1,953	98

## 消防力の整備指針に基づく整備状況

No.4

地域振興局・支庁単位

(平成18年4月1日現在)

再編圏域	団体名	はしご自動車			消防艇			化学消防車						石コン三点セット			
		基準	現有	比率	基準	現有	比率	計算数	基 準		現 有		基準	現有	比率		
									化 学	泡放出	台数	比率	化 学	泡放出			
鹿児島	鹿児島市消防局	3	4	133	0	0	0	3	2	0	2	100	0	0	1	1	100
	日置市消防本部	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	100	0	0	0
	いちき串木野市消防本部	1	1	100	0	0	0	4	1	0	1	100	0	0	0	0	0
	三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		5	5	100	0	0	0	8	3	1	3	100	1	100	1	1	100
南薩	南さつま市消防本部	1	1	100	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	指宿地区消防組合	1	1	100	0	0	0	1	0	4	0	0	4	100	0	0	0
	枕崎地区消防組合	1	1	100	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	3	100	0	0	0	5	1	5	0	0	4	80	0	0	0
北薩	出水市消防本部	1	1	100	0	0	0	2	1	1	0	0	1	100	0	0	0
	薩摩川内市消防局	2	2	100	0	0	0	2	1	0	1	100	0	0	1	1	100
	さつま町消防本部	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	100	0	0	0
	阿久根地区消防組合	1	1	100	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	4	80	0	0	0	6	3	2	1	33	2	100	1	1	100
姶良・伊佐	霧島市消防局	2	2	100	0	0	0	1	0	1	0	0	1	100	0	0	0
	姶良郡西部消防組合	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	大口市外四町消防組合	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	2	50	0	0	0	3	2	1	0	0	1	100	0	0	0
大隅	垂水市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大隅曾於地区消防組合	2	1	50	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	大隅肝属地区消防組合	1	1	100	0	0	0	4	1	0	1	100	0	0	1	1	100
	計	3	2	67	1	0	0	5	2	0	1	50	0	0	1	1	100
熊毛	熊毛地区消防組合	1	0	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
大島	沖永良部与論地区広域事務組合	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳之島地区消防組合	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	大島地区消防組合	3	2	67	1	1	100	2	2	1	1	50	0	0	0	0	0
	計	5	2	40	1	1	100	6	5	1	1	20	0	0	0	0	0
県 計		26	18	69	3	1	33	35	18	10	6	33	8	80	3	3	100

## 消防力の整備指針に基づく整備状況

No.5

地域振興局・支庁単位

(平成18年4月1日現在)

再編圏域	団体名	救急自動車					救助工作車						消防水利					
		基準			現有	比率	基準			現有	比率	省令4条			省令2条			
		総数	現有	非常用			基準	現有	比率	基準	現有	比率	基準	現有	比率			
鹿児島	鹿児島市消防局	13	19	14	5	108	3	3	100	3	3	100	0	0	0	8,522	8,522	100
	日置市消防本部	3	4	3	1	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	1,213	1,213	100
	いちき串木野市消防本部	2	3	2	1	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	670	432	64
	三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	50
	十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	77	233
計		18	26	19	7	106	5	5	100	3	3	100	2	2	100	10,446	10,248	98
南薩	南さつま市消防本部	3	4	3	1	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	729	582	80
	指宿地区消防組合	5	5	5	0	100	1	1	100	1	1	100	0	0	0	1,504	1,320	88
	枕崎地区消防組合	7	8	7	1	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	1,311	1,045	80
	計	15	17	15	2	100	3	3	100	1	1	100	2	2	100	3,544	2,947	83
北薩	出水市消防本部	3	3	3	0	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	991	560	57
	薩摩川内市消防局	6	9	7	2	117	1	1	100	1	1	100	0	0	0	1,871	838	45
	さつま町消防本部	2	3	2	1	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	784	655	84
	阿久根地区消防組合	4	7	4	3	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	705	569	81
	計	15	22	16	6	107	4	4	100	1	1	100	3	3	100	4,351	2,622	60
姶良	霧島市消防局	8	8	8	0	100	2	2	100	2	2	100	0	0	0	2,448	1,183	48
	姶良郡西部消防組合	3	4	3	1	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	2,514	1,257	50
	伊佐大口市外四町消防組合	5	6	5	1	100	2	2	100	0	0	0	2	2	100	1,519	1,045	69
	計	16	18	16	2	100	5	5	100	2	2	100	3	3	100	6,481	3,485	54
大隅	垂水市消防本部	2	3	2	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	282	182	65
	大隅曾於地区消防組合	6	7	6	1	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100	1,803	923	51
	大隅肝属地区消防組合	8	10	8	2	100	3	1	33	1	1	100	2	0	0	3,128	1,813	58
	計	16	20	16	4	100	5	3	60	2	2	100	3	1	33	5,213	2,918	56
熊毛	熊毛地区消防組合	6	10	6	4	100	2	1	50	0	0	0	2	1	50	1,152	820	71
	計	6	10	6	4	100	2	1	50	0	0	0	2	1	50	1,152	820	71
大島	沖永良部与論地区広域事務組合	4	4	4	0	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	417	283	68
	徳之島地区消防組合	3	4	3	1	100	1	1	100	0	0	0	1	1	100	381	292	77
	大島地区消防組合	12	13	10	3	83	1	1	100	0	0	0	1	1	100	1,151	987	86
	計	19	21	17	4	89	3	3	100	0	0	0	3	3	100	1,949	1,562	80
県計		105	134	105	29	100	27	24	89	9	9	100	18	15	83	33,136	24,602	74

鹿児島県消防広域化検討委員会における県域一消防本部の課題に対する検討項目 No.1

県域一消防本部の基本的な課題	課題に対する改善方策の考え方	備考
<p><b>1 本部施設位置・本部要員等の調整</b>          広域化後の本部施設の位置及び本部要員等について、本部施設が置かれる市町村の負担が増える可能性があり、首長の意見は負担金増は認められないとの意見が多くあることから、調整は困難と考えられる。</p> <p>(1) 広域化に当たっての調整事項          　・ 消防本部及び署所の配置          　(本部の位置及び名称等)          　・ 組織体制          　(本部要員の人数及び負担割合等)          　・ 職員の処遇          　・ 通信指令システムの統合          　・ 財産及び債務の整理 等</p>	<p>◎ 本部施設が置かれる市町村の負担を抑える          (1) 県域一消防本部の場合、新たな本部施設の置かれる市町村は、他の市町村に比べ本部要員などの新たな人的負担等が発生する可能性がある。</p> <p>(2) 隣接消防との広域化により、各市町村の負担はある程度軽減できる。</p> <p>(3) 組織内の構成市町村の数が少ないほど、課題解決に向けた合意が得られやすい環境になる。</p>	
<p><b>2 消防本部で扱う業務、署所等で扱う業務の調整</b>          (1) 広域化後の消防本部で行う業務と署所で扱う業務について調整が必要である。            (2) 県域一消防本部の場合、住民へのサービス低下を防止するために、本部業務は総務企画部門や各部門の統括業務、指令業務等に限られる。</p> <p><b>(現在の状況)</b>          ① 消防本部の業務          　消防本部の本来の業務である人事、予算等の組織そのものを維持するために必要な事務、運営の企画、統制等の業務等            ② 消防署の業務          　主として、救急、火災の予防、警戒、鎮圧等、その他災害の防除及び災害による被害軽減のための第一線的活動</p>	<p>◎ 住民サービスの低下とならないよう本部業務と署所業務を調整          (1) 本部業務を総務企画部門、各部門の統括業務及び指令業務等に限定して広域化し、住民サービスの低下を防止する。</p> <hr/> <p>(2) 近隣消防との広域化により、本部業務と署所業務の範囲を、広域化前の現状に近い業務に調整することが可能になる。</p>	
<p><b>3 県警のような組織の設置</b>          消防を県警のような組織にすることは、法改正が必要となり、組織の位置付け及び規模からして困難である。</p> <p>(1) 組織の位置付け          　消防：市町村の業務 → 市町村職員          　警察：都道府県の業務 → 県職員          　※ 県が消防業務を行うためには、消防組織法の改正が必要である。(現行法では、市町村から県への事務委託は不可能である。)</p> <p>(2) 組織の規模          　① 職員数          　　消防：2,144人          　　県警：3,387人            　② 組織          　　消防本部：2～4課          　　(消防本部の規模により課数が異なる。)          　　県警本部：22課(本庁)</p>	<p>◎ 県への事務委託          (1) 仮に消防組織法が改正したとしても、東京消防庁のように、市町村から事務委託を受けた県が消防業務を行うことになるが、事務委託は、市町村への権限委譲を進めている中、時代の流れに逆行する。</p> <p>(2) 本部施設の整備等の新たな建設費用が発生することから、各市町村の負担金は大幅に増える可能性がある。</p>	

鹿児島県消防広域化検討委員会における県域一消防本部の課題に対する検討項目 No.2

消防本部へのヒアリング結果に基づく 県域一消防本部の主な課題	課題に対する改善方策の考え方	備考																																
<b>1 住民サービスの低下</b> 消防本部が県に1箇所になることで、住民と消防本部との距離が広がり、住民サービスの維持は困難と考えられることから、本部と署所の担当業務の調整が課題である。 (1) 管轄面積（平成18年10月1日現在） 9,187km <sup>2</sup> (2) 署所への業務委譲 消防本部で行っている業務のうち、署所に委譲できる業務は煙火業務のみとの意見が多い。方面本部を設置しても県民は消防本部まで行かなければならず、住民サービスが低下し、効率化にならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 現状により近い消防の枠組みの構築            これまで応援協定等で連携をしてきた近隣消防との枠組みで広域化し、住民サービスの低下を防止する。</li> <li>◎ 消防本部を地域ごとに設置する            地理的特性、日常生活圏等に考慮した上で、住民が移動可能な距離となるよう地域ごとに消防本部を設置する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 署所への業務委譲について            現在の消防本部が署となる場合も、総務企画、各部門の統括業務及び指令業務だけを本部業務とし、それ以外の業務は現在の署で処理することで、住民サービスの低下を防止する。</li> </ul>																																	
<b>2 構成市町村の負担金の調整</b> 組合消防の経費に対する各構成市町村の負担金の算定方法が異なるため、広域化によって算定方法を統一した場合、負担金が増減する可能性があり、49市町村のすべての首長、議会の合意を得るのは難しい現状（環境）にある。 (1) 現在の組合消防の負担金の算定方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定方法</th> <th>消防本部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額按分</td> <td>7 消防本部</td> </tr> <tr> <td>均等割+人口按分</td> <td>4 消防本部</td> </tr> </tbody> </table> (2) 平成18年度常備消防費による試算（県域一） <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定方法</th> <th>増 加</th> <th>減 少</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額按分</td> <td>14 市町村</td> <td>35 市町村</td> </tr> <tr> <td>人口按分</td> <td>8 市町村</td> <td>41 市町村</td> </tr> <tr> <td>需要額+人口(各50%)</td> <td>12 市町村</td> <td>37 市町村</td> </tr> </tbody> </table> (3) 負担金が増加する市町村 基準財政需要額に対する常備消防費の割合が少なく、かつ人口の多い市町は、負担金額が増加する可能性が高い。 試算において、負担金が減少する市町村が多いのは、それらの市町が負担する割合が増えるためである。	算定方法	消防本部数	基準財政需要額按分	7 消防本部	均等割+人口按分	4 消防本部	算定方法	増 加	減 少	基準財政需要額按分	14 市町村	35 市町村	人口按分	8 市町村	41 市町村	需要額+人口(各50%)	12 市町村	37 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 負担金の増加を抑える               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 負担金の調整等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県域一消防本部の場合、新たな本部施設の設置が必要であり、初期費用が負担増となる。</li> <li>② 既存の消防本部施設を利用できる組織に見直すことで、構成市町村の財政負担が軽減できる。</li> <li>③ 組織内の構成市町村の数が少ないほど、負担金調整の合意が得られやすい環境になる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 平成18年度常備消防費による試算（県域七）               <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定方法</th> <th>増 加</th> <th>減 少</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額按分</td> <td>31 市町村</td> <td>18 市町村</td> </tr> <tr> <td>人口按分</td> <td>24 市町村</td> <td>25 市町村</td> </tr> <tr> <td>需要額+人口(各50%)</td> <td>27 市町村</td> <td>22 市町村</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 負担金が増加する市町村に配慮した組合せ            平成18年度常備消防費による試算では、基準財政需要額に対する常備消防費の割合が少なく、かつ人口の多い市町において、負担金が最も少ない（現状の負担金額に近い）組合せは、県域七消防本部で基準財政需要額按分である。</li> </ul>	算定方法	増 加	減 少	基準財政需要額按分	31 市町村	18 市町村	人口按分	24 市町村	25 市町村	需要額+人口(各50%)	27 市町村	22 市町村			
算定方法	消防本部数																																	
基準財政需要額按分	7 消防本部																																	
均等割+人口按分	4 消防本部																																	
算定方法	増 加	減 少																																
基準財政需要額按分	14 市町村	35 市町村																																
人口按分	8 市町村	41 市町村																																
需要額+人口(各50%)	12 市町村	37 市町村																																
算定方法	増 加	減 少																																
基準財政需要額按分	31 市町村	18 市町村																																
人口按分	24 市町村	25 市町村																																
需要額+人口(各50%)	27 市町村	22 市町村																																
<b>3 消防職員の給与・階級調整</b> 各市町村は給与格差があり、組合消防内においても給与格差がある。一つの組織にした場合、給与・階級の調整は、段階的に改善を図るなど、時間をかけて取り組む必要がある。 (1) ラスパイレス指数 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">ラスパイレス指数（平成18年4月1日現在）</th> </tr> <tr> <th colspan="3">県内市町村平均 96.6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内最高</td> <td>西之表市</td> <td>101.2</td> </tr> <tr> <td>県内最低</td> <td>与論町</td> <td>83.7</td> </tr> </tbody> </table> (2) 組合消防内の給与格差 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>消防本部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与格差あり</td> <td>4 消防本部</td> </tr> <tr> <td>給与格差なし</td> <td>7 消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	ラスパイレス指数（平成18年4月1日現在）			県内市町村平均 96.6			県内最高	西之表市	101.2	県内最低	与論町	83.7	項目	消防本部数	給与格差あり	4 消防本部	給与格差なし	7 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 給与・階級を段階的に改善する            構成市町村の各々の職員の給与・階級の調整は、段階的に改善を図るなど、時間をかけて取り組む必要がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 職員給与が同程度の市町村で広域化する               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員給与（ラスパイレス指数）が同程度の近隣の市町村で広域化し、段階的に給与額を調整し、将来的に統一する。</li> <li>(2) ラスパイレス指数（県域七）                   <table border="1"> <tbody> <tr> <td>鹿児島圏域</td> <td>98.7 (最高101.1, 最低96.6)</td> </tr> <tr> <td>南薩圏域</td> <td>95.5 (最高97.2, 最低92.1)</td> </tr> <tr> <td>北薩圏域</td> <td>96.4 (最高99.3, 最低91.1)</td> </tr> <tr> <td>姶良・伊佐圏域</td> <td>95.9 (最高99.0, 最低90.2)</td> </tr> <tr> <td>大隅圏域</td> <td>94.9 (最高99.3, 最低90.1)</td> </tr> <tr> <td>熊毛圏域</td> <td>96.8 (最高101.2, 最低95.0)</td> </tr> <tr> <td>大島圏域</td> <td>89.1 (最高95.7, 最低83.7)</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> </li> </ul>	鹿児島圏域	98.7 (最高101.1, 最低96.6)	南薩圏域	95.5 (最高97.2, 最低92.1)	北薩圏域	96.4 (最高99.3, 最低91.1)	姶良・伊佐圏域	95.9 (最高99.0, 最低90.2)	大隅圏域	94.9 (最高99.3, 最低90.1)	熊毛圏域	96.8 (最高101.2, 最低95.0)	大島圏域	89.1 (最高95.7, 最低83.7)	
ラスパイレス指数（平成18年4月1日現在）																																		
県内市町村平均 96.6																																		
県内最高	西之表市	101.2																																
県内最低	与論町	83.7																																
項目	消防本部数																																	
給与格差あり	4 消防本部																																	
給与格差なし	7 消防本部																																	
鹿児島圏域	98.7 (最高101.1, 最低96.6)																																	
南薩圏域	95.5 (最高97.2, 最低92.1)																																	
北薩圏域	96.4 (最高99.3, 最低91.1)																																	
姶良・伊佐圏域	95.9 (最高99.0, 最低90.2)																																	
大隅圏域	94.9 (最高99.3, 最低90.1)																																	
熊毛圏域	96.8 (最高101.2, 最低95.0)																																	
大島圏域	89.1 (最高95.7, 最低83.7)																																	

消防本部へのヒアリング結果に基づく 県域一消防本部の主な課題	課題に対する改善方策の考え方	備考								
<p><b>4 消防職員の人事交流(市町村間の異動)</b> 広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、職員の交流(異動)が円滑に実施できない。</p> <p>県内11組合消防において、5消防本部が構成市町村間の人事交流(異動)がない。 管轄面積（平成18年10月1日現在） 9,187km<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員住宅の整備、単身手当など新たな財政支出が必要となる。</li> <li>・人事交流による消防職員の配置における階級調整が生じる。</li> </ul>	<p>◎ 通勤が可能な範囲の広域化にする (1) 職員が通勤可能な範囲の広域化を行うことで人事交流(異動)は可能となる。</p> <p>(2) 当面は管理職員のみの人事交流(異動)とし、組織の活性化を図る観点から現場職員の人事交流(異動)は段階的に導入する。</p> <p>(3) 人事交流(異動)を円滑に進めるためには、消防職員の階級調整はポスト職、階級に配慮した慎重な対応が必要である。</p>									
<p><b>5 消防団との連携の確保</b> 広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、消防団との連携の確保が厳しい状況が生じる。</p> <p>管轄面積（平成18年10月1日現在） 9,187km<sup>2</sup></p>	<p>◎ 消防団と連携が図られる体制を確立・強化する (1) 消防本部の中に消防団係を設置し、構成市町村との連携を確保し、消防団との連絡体制の充実を図る。</p> <p>(2) 各消防団長、副団長及び分団長等との会議を定期的に開催するなど、消防団との連携が図られる体制を確立・強化する。</p> <p>◎ 消防団との連携が可能な範囲で広域化する 近隣消防との広域化で消防団との連携が確保できる。</p>									
<p><b>6 指令業務の迅速化</b> 広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、指令業務が末端まで迅速に行えるか懸念される。</p> <p>管轄面積（平成18年10月1日現在） 9,187km<sup>2</sup></p> <p>消防の指令はレスポンスが求められ、警察の指令はリンクが求められるので、両者は同じではない。</p>	<p>◎ 指令業務が迅速化する体制を確立する 広域化により通信員の地理的に不慣れな状態を改善するためには、日常生活圏等を考慮した近隣消防との広域化が必要である。</p> <p>◎ 指令業務の迅速化が図られる範囲の広域化にする (1) 指令業務の迅速化は近隣消防との広域化で改善が図られる。</p> <p>(2) 地理的特性(山間部、離島)を考慮した通信指令センターの設置で、指令業務の迅速化が可能になる。</p>									
<p><b>7 消防力の格差調整</b> 消防力の基準は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命救助を行うために必要な施設及び人員の水準について、国が示した数値(消防力の整備指針)を目標とし、市町村自らが地域の実情に即した適切な消防体制の計画的な整備を進めいくこととされているが、財政基盤が弱い市町村においては、基準に対する充足率が低く、格差調整は厳しい実状にある。</p> <p>(1) 消防力の充足率</p> <table border="1" data-bbox="187 1775 727 1865"> <tr> <td>消防吏員（平成18年4月1日現在） 県内平均 55%</td> </tr> </table> <p>県内最高 出水市消防本部 81% 県内最低 沖永良部与論広域事務組合 31%</p> <p>※ 消防力の充足率 消防車両等の基準台数に対する消防隊員・救急隊員・救助隊員の充足率</p>	消防吏員（平成18年4月1日現在） 県内平均 55%	<p>◎ 消防力の向上を図る 基本的には広域化により、計画的に職員・施設等の充実を図る。 しかし、大規模消防本部と小規模消防本部とで広域化を行う場合は、当面は広域化によって消防力をすべて同水準にする必要ではなく、段階的に同一水準に向けて改善を図るよう努める。</p> <p>◎ 消防力が同程度の市町村で広域化する 消防力が同程度の近隣消防との広域化で改善する。</p> <p>(1) 消防力の充足率(県域七) 消防吏員（平成18年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="806 1865 1367 2083"> <tr> <td>鹿児島圏域 72 % (最高78%, 最低54%)</td> </tr> <tr> <td>南薩圏域 53 % (最高62%, 最低41%)</td> </tr> <tr> <td>北薩圏域 66 % (最高81%, 最低40%)</td> </tr> <tr> <td>姶良・伊佐圏域 51 % (最高58%, 最低38%)</td> </tr> <tr> <td>大隅圏域 45 % (最高47%, 最低41%)</td> </tr> <tr> <td>熊毛圏域 49 %</td> </tr> <tr> <td>大島圏域 41 % (最高62%, 最低31%)</td> </tr> </table>	鹿児島圏域 72 % (最高78%, 最低54%)	南薩圏域 53 % (最高62%, 最低41%)	北薩圏域 66 % (最高81%, 最低40%)	姶良・伊佐圏域 51 % (最高58%, 最低38%)	大隅圏域 45 % (最高47%, 最低41%)	熊毛圏域 49 %	大島圏域 41 % (最高62%, 最低31%)	
消防吏員（平成18年4月1日現在） 県内平均 55%										
鹿児島圏域 72 % (最高78%, 最低54%)										
南薩圏域 53 % (最高62%, 最低41%)										
北薩圏域 66 % (最高81%, 最低40%)										
姶良・伊佐圏域 51 % (最高58%, 最低38%)										
大隅圏域 45 % (最高47%, 最低41%)										
熊毛圏域 49 %										
大島圏域 41 % (最高62%, 最低31%)										

消防本部へのヒアリング結果に基づく 県域一消防本部の主な課題	課題に対する改善方策の考え方	備考												
<p><b>8 消防救急無線のデジタル化、指令業務の共同化の予算措置</b>      消防救急無線がデジタル化に移行される(平成28年6月)が、各構成市町村においては、財政状況が厳しいためデジタル化の予算措置が困難である。(高機能通信指令センターシステムの設置・改修も同様)</p> <p>(1) 国の財政措置(消防防災施設事業)        • 防災対策事業債 充当率90%        • 交付税措置 元利償還金の50%        (交付税措置率45%)</p> <p>(2) 条件(平成19年9月現在)        • 県の定める広域化計画により整備する場合に限る。        • 消防救急無線のデジタル化は、県域1ブロックに限る。</p> <p>広域化に参加しない市町村が出てくると、他の市町村も有利な財政措置を受けられなくなる。</p>	<p>◎ 財政措置が受けられる広域化推進計画の策定      広域化対象市町村が、有利な財政的な支援が受けられるよう県の広域化推進計画を策定する。      また、広域化の組合せから外れると周辺の市町村が有利な起債が受けられないことから、全市町村が参加する枠組みが必要である。</p> <p>※ 熊毛地区消防組合における財政措置</p> <table border="1" data-bbox="759 482 1378 639"> <thead> <tr> <th data-bbox="759 482 949 639">組合せ案</th> <th data-bbox="949 482 1092 639">消防救急 無線のデ ジタル化</th> <th data-bbox="1092 482 1235 639">高機能通信 指令センター システム</th> <th data-bbox="1235 482 1378 639">署所等 の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="759 572 949 639">県域一消防本部</td> <td data-bbox="949 572 1092 639">○</td> <td data-bbox="1092 572 1235 639">○</td> <td data-bbox="1235 572 1378 639">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 594 949 639">県域七消防本部</td> <td data-bbox="949 594 1092 639">○</td> <td data-bbox="1092 594 1235 639">×</td> <td data-bbox="1235 594 1378 639">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○:財政措置が受けられる。    ×:財政措置が受けられない。</p> <p>対応策      • 熊毛地区消防本部管内の市町と他の消防本部管内の市町村との広域化      • 熊毛地区消防本部管内の市町と非常備消防村との広域化</p> <p>消防救急無線のデジタル化は県域1ブロックでの整備により、また指令業務の共同運用は2つ以上の消防本部による共同運用及び他の消防本部への事務委託(受託)などの方法により有利な財政措置が受けられる。</p>	組合せ案	消防救急 無線のデ ジタル化	高機能通信 指令センター システム	署所等 の整備	県域一消防本部	○	○	○	県域七消防本部	○	×	×	
組合せ案	消防救急 無線のデ ジタル化	高機能通信 指令センター システム	署所等 の整備											
県域一消防本部	○	○	○											
県域七消防本部	○	×	×											
<p><b>9 離島(熊毛地区、大島地区)の応援体制の強化</b>      熊毛地区、大島地区の消防は島ごとに完結している部分があり、広域化しても他の消防から応援は期待できない。</p> <p>しかし、広域化しなければ署所等の整備に係る有利な財政措置を受けられない。</p> <p>(1) 国の財政措置(消防広域化事業)        • 一般単独事業債 充当率90%        • 交付税措置 元利償還金の30%        (交付税措置率27%)</p> <p>(2) 条件(平成19年9月現在)        • 県の広域化計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づき平成24年度までに広域化が行われるものに限る。</p>	<p>◎ 応援体制以外の広域化のメリットを享受する      熊毛地区、大島地区の消防も専門職員の養成、地域MC体制の充実など、広域化によりメリットが生じてくる。</p> <p>◎ 広域化に関する財政措置を確保する      熊毛地区、大島地区を広域化の対象から除外すると、広域化に関する有利な財政措置は受けられなくなるので、必要最低限の業務による広域化で、通信指令センターの整備や資機材の整備をする必要がある。</p>													